

富士見町省エネ住宅リフォーム事業補助金交付の申請手続きの流れ

※下記について事前に確認をしてください



- 1.申請者は富士見町内に住民登録がありますか
- 2.移住者または定住者に該当しますか
移住者の要件
 - ①リフォーム工事完了後1ヶ月以内に、当該建築物の所在地を住所として転入しようとする方
 - ②補助対象建築物の所在地を住所として転入し、事業計画書を提出する時点において転入から2年を経過しない方定住者の要件
 - ①リフォーム工事完了後1ヶ月以内に、当該建築物の所在地に住所として転居しようとする方
ただし、転入から3年を経過しない方
 - ②転入から3年以内に補助対象建築物の所在地を住所として転居し、事業計画書を提出する時点において転居から2年を経過しない方
- 3.申請者と建物所有者は同一人物ですか
申請者と建物所有者が違う場合は、閲覧承諾書に連名をお願いします
- 4.申請者は消防団員または消防団を退団した方(勤続5年以上及び退団後3年以内)ですか
または同居している3親等以内の方で消防団員または消防団を退団した方はいますか
- 5.町内の施工業者が施工しますか
- 6.工事内容は、対象工事にあてはまりますか
 - ①開口部の断熱性能を高める工事
交付要件
 - ・内窓の新設若しくは交換、外窓の交換、ガラスの交換又はドアの交換に係る工事
 - ・外気と直接接している開口部
 - ・改修後の開口部の熱貫流率が $2.33\text{W}(\text{m}^2/\text{k})$ 以下となる改修工事
 - ②壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事
交付要件
 - ・外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事
 - ・改修後の壁、屋根・天井又は床の熱抵抗値が別表で定める基準値以上となる工事
- 7.工事にかかる費用は20万以上ですか
工事にかかる費用が10万円以上20万円未満の場合は住宅リフォーム補助金をご検討ください
- 8.工事着手は事業計画書の承認後です。開始している工事内容または終了している工事内容は対象にできません(承認までに約2週間かかります)
- 9.補助対象建築物に住宅用防災機器は既設されていますか
10. 壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事の場合、工事完了後、実績報告書提出の際の添付書類として、使用した材料(断熱材)の厚さを証明するため、断熱材を実測している写真が必要ですので、ご用意をお願いします。
- 11.補助金振込先の名義人は申請者自身です。申請者以外の方への振込はできません